

## 芳賀の恵み シリーズ 第3回

芳賀町のブランドづくりに取り組みます

# 芳賀町の顔 誕生の第一歩

●芳賀町農業公社【☎028(677)6048】

## 第1回「芳賀の恵み」認証委員会開催

11月14日、道の駅はが会議室で「第1回芳賀の恵み認証委員会」が開催されました。

芳賀町長、銀座レストランの料理長など5人を委員とする認証委員会で申請品14品を審査し「芳賀町をPRするのに十分な品質を備えているか」などの議論が交わされました。

申請された商品の中で「原料生産から商品化まで町内で行っている」と評価されたものもありましたが「パッケージやネーミングでその商品の素材が消費者に伝わっていない」など、工夫すべき点も指摘されました。今回は認証することは見送り、改良を加えたものを再度申請していただくよう、助成金を活用して働きかけることになりました。

農業公社ホームページ(<http://www.town.haga.tochigi.jp/kousha/>)に申請品が掲載されていますので、皆さんも評価してみてください。



## 認証シールデザイン決定!!

7～8月に募集した「芳賀の恵み」認証シールが右のデザインに決定しました。応募いただいた皆さん、ありがとうございました。

デザインは、芳賀町出身の洋画家、大根田真さんの作品「時は流れて」(テーマは『再会』。昔の思い出が懐かしく心によみがえってくることを表現)に描かれた砂時計で、古ぼけていても価値を失わない高価なもの・友情のシンボルであり、真の価値をもつブランド品のイメージにつながるなどの理由で選考されました。



## 第2回認証申請の受付をします

第2回「芳賀の恵み」認証の申請品を受け付けます。

『芳賀町の豊かな自然、独自の資源などを生かし、本物の品質にこだわった魅力ある産品』(認証制度実施要綱より)という「芳賀の恵み」認証基準に合致する農畜産物・加工品などを申請してください。また「こんな良いモノを生産している人がいるよ」という情報がありましたら、ぜひ推薦してください。

芳賀町から全国にアピールできる商品を生み出し「芳賀町」という名を有名にしましょう。

●締切/平成22年2月1日

未来へつなく  
あなたの納税

# 12月は町税徴収強化月間です

●税務課納税係【☎028(677)6013】

納税の公平と税収の確保を図るため、12月を全県下一斉「市町村税徴収強化月間」とし、栃木県地方税徴収特別対策室との協働により、徴収の強化に取り組みます。

### 一人一人が主役

国と地方の三位一体の改革により、国からの補助や負担金が削減され、その削減分が税源移譲として住民税に移し替えられました。

そのため、町予算の歳入(収入)に占める町税などの自主財源の割合は大きくなり、町民の皆さんに納税という重要な役割をより大きく担っていただくようになりました。国ではなく、納税者である皆さん一人一人が主役として、自分たちの町を支えていくことになったのです。

### 自主的な納税

納税者の皆さんの自主的な納税を期待しています。

しかし、期限を過ぎても納付がない場合は、財産の滞納処分(差押・公売など)をしなければなりません。

差押財産調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索などをすることもあります。滞納処分をしないで済むように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

### 【芳賀町では税収確保に向け、次のような取り組みを行っています】

**納税相談** 町税を納期限内に納めることが困難な人の相談を受け付けています。

**納税催告** 納期限を過ぎても納付がない人に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

**財産調査** 滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対し調査を行います。

**給与調査** 滞納者の給与を差し押さえするため、勤務先に対し給与の調査を行います。

**差押処分** 不動産・預貯金や生命保険・給与のほか、自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。



### ■町税を滞納すると行政サービスが制限されます

町税を滞納すると行政サービスが制限されます。町税は、皆さんの生活に必要なさまざまな行政サービスを提供するための貴重な財源として、公平に負担していただいています。

その町税を特別な理由もなく滞納している場合は、行政サービスの制限を受けることになります。納期内納税に協力している多くの町民の皆さんとの税負担の公平性を保つことや、町税などの徴収に対する信頼を得るため実施しています。

### 制限される行政サービス

対象は、町が行う契約行為、報償、許認可、補助金・交付金、貸付金、町有財産の使用など、町費を投入して行う行政サービスです。

### ■不動産の公売予定

**公売財産** 芳賀町大字西高橋地内  
宅地2筆  
計1110.60㎡

●日時/12月11日(金)  
11:00

●場所/役場301会議室